

証券コード5401  
平成29年6月27日

## 株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
新日鐵住金株式会社  
代表取締役社長 進藤孝生

## 第93回定時株主総会決議御通知

拝啓 平素は、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。

本日開催致しました当社第93回定時株主総会に際しまして、お忙しいところ御出席を賜りました皆様方、また書面等により議決権を御行使いただいた皆様方には重ねて御礼申しあげます。

さて、第93回定時株主総会において、下記のとおり報告致し、また決議されましたので御通知申しあげます。

敬具

### 記

**報告事項 第92期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**

本件は、上記事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容を報告し、また、会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果を報告致しました。なお、議決権を御所有でない株主の皆様には、本信に第92期報告書として同封御送付申しあげますので御参照ください。

**第1号議案 第92期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）期末の剰余金配当の件**

本件は、原案のとおり当社普通株式1株につき45円（総額39,776,379,750円）を配当することが承認可決されました。なお、剰余金の配当が効力を生じる日は、平成29年6月28日（水曜日）です。

**第2号議案 取締役13名選任の件**

本件は、原案のとおり宗岡正二、進藤孝生、佐久間総一郎、佐伯康光、藤野伸司、橋本英二、高橋健二、榮敏治、谷本進治、中村真一、國司敏彦、大塚陸毅及び藤崎一郎の13名の各氏が選任され、就任致しました。

**第3号議案 監査役1名選任の件**

本件は、原案のとおり永易克典氏の1名が選任され、就任致しました。

以上

## 【御参考】平成29年6月27日現在の取締役及び監査役

本総会後の取締役会終了時の取締役及び監査役の陣容は次のとおりです。

### [取締役]

代表取締役会長	宗 岡 正 二	代表取締役副社長	橋 本 英 二	常務取締役	國 司 敏 彦
代表取締役社長	進 藤 孝 生	代表取締役副社長	高 橋 健 二	取締役(社外取締役)	大 塚 陸 賀
代表取締役副社長	佐久間 総一郎	代表取締役副社長	榮 敏 治	取締役(社外取締役)	藤 崎 一 郎
代表取締役副社長	佐 伯 康 光	常務取締役	谷 本 進 治		
代表取締役副社長	藤 野 伸 司	常務取締役	中 村 真 一		

### [監査役]

常任監査役(常勤)	竹 内 豊	監査役(社外監査役)	永 易 克 典	監査役(社外監査役)	東 誠一郎
常任監査役(常勤)	吉 江 淳 彦	監査役(社外監査役)	大 林 宏		
監査役(常勤)	釣 部 正 人	監査役(社外監査役)	牧 野 治 郎		

## 【御参考】平成29年6月27日現在の常務執行役員及び執行役員

常務執行役員及び執行役員の陣容は次のとおりです。

常務執行役員	井 上 昭 彦	常務執行役員	石 井 博 美	執行役員	米 澤 公 敏
常務執行役員	佐 藤 博 恒	常務執行役員	中 島 一 博	執行役員	相 馬 秀 次
常務執行役員	宮 本 勝 弘	常務執行役員	佐 藤 直 樹	執行役員	松 岡 弘 明
常務執行役員	松 野 正 人	常務執行役員	右 田 彰 雄	執行役員	古 本 省 三
常務執行役員	西 浦 新	執行役員	鶴 原 誠	執行役員	石 原 秀 威
常務執行役員	古 田 陽 一	執行役員	山 寺 芳 美	執行役員	廣瀬 孝 敬
常務執行役員	新 田 博 之	執行役員	青 木 泰	執行役員	永 吉 敬 洋
常務執行役員	鈴 木 英 夫	執行役員	林 俊 一	執行役員	今 井 正 介
常務執行役員	江 川 和 宏	執行役員	福 田 和 久	執行役員	島 田 芳 明
常務執行役員	竹 越 徹	執行役員	小 野 山 修 平	執行役員	野 村 泰 介
常務執行役員	飯 島 敦	執行役員	上 野 浩 光	執行役員	笠 秀 典
常務執行役員	安 藤 豊	執行役員	村 上 英 樹	執行役員	谷 潤 一
常務執行役員	谷 水 一 雄	執行役員	松 村 篤 樹	執行役員	久 保 祐 治
常務執行役員	小 室 芳 之	執行役員	竹 中 弘 明	執行役員	本 田 敏 肇

## <上場株式配当等の支払に関する通知書について>

同封しております「剰余金の配当計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねており、確定申告を行う際その添付資料として御使用いただくことができます。

(注) 確定申告を行う株主様は、「剰余金の配当計算書」を大切に保管ください。

## <株式に関する「マイナンバー制度」の御案内>

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主様のマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届出ください。

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

(証券口座にて株式を管理されている株主様) お取引の証券会社

(証券会社との取引がない株主様) 三井住友信託銀行(株) 証券代行部 0120-785-401 (フリーダイヤル)